

第1回長崎県観光振興財源検討専門委員会 議事録

- 1 開催日時 令和7年5月9日(金) 14:00～16:00
- 2 開催場所 長崎県庁3階 307会議室

■次第1 開会

(事務局)

ただ今から、令和7年度第1回長崎県観光振興財源検討専門委員会を始めます。はじめに、本専門委員会の委員の皆様を50音順にてご紹介させていただきます。

- 県の観光振興事業の実施団体の代表として、
一般社団法人 長崎県観光連盟 専務理事 明石 克磨 様
- 地方財政審議会会長や政府税制調査会委員を務められた財政、税制の専門家であられます、
東京大学名誉教授 神野 直彦 様
- 行政法や地方行政の専門家であられます、
西南学院大学法学部教授 勢一 智子 様
- 県内宿泊業事業者の代表として、
長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合 専務理事 塚島 宏明 様
- 観光マーケティングや DMO マネジメントの支援にも携わっておられる、
公益財団法人 ながさき地域政策研究所 理事長 鶴田 貴明 様
- 県内経済団体から、
長崎県商工会議所連合会 専務理事 松永 安市 様
- 同じく県内経済団体から、
長崎県商工会連合会 専務理事 宮崎 浩善 様
- 観光に関する調査分析を専門とされております
株式会社JTB総合研究所 フェロー 山下 真輝 様

以上、8名の皆様に委員にご就任いただいております。

なお、本日は、オブザーバーとして、長崎県町村会からもご参加いただいております。長崎県市長会におかれましては、所要のため遅れてのご参加となっております。

続きまして、開会にあたり、長崎県文化観光国際部長よりご挨拶を申し上げます。

(文化観光国際部長)

皆様、こんにちは。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本日は、長崎県観光振興財源検討専門委員会にご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。

本専門委員会は、旅行者の多様なニーズや環境変化に対応した、幅広い観光施策を図るために必要な新たな観光振興財源について、専門的な見地から議論を進めて行く場として設置させていただいたところであります。改めて、委員へご就任いただきました皆様には、心よりお礼を申し上げます。

本県の観光施策の指針となる現行の観光振興基本計画は、令和7年度末をもって終了することから、現在、県の観光施策を審議いただく、観光審議会のご意見をいただきながら検討を進め

ておりますが、今後も持続的に観光振興の取組を進め、国内外から選ばれる長崎県を目指してまいりますためには、新たな観光振興財源が不可欠であると考えております。

また、この新たな観光振興財源については、県議会や観光審議会におきましても、国内外からの誘客の拡大を進めて行くため、宿泊税を含む新たな財源の検討が必要とのご意見をいただいております。このため県では、昨年度から先行自治体の事例把握や宿泊事業者の皆様との意見交換などを行ってまいりましたが、本年度は本委員会を通して専門的な見地からさらに検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

委員の皆様には、限られた時間の中でのご審議をお願いすることになりますが、それぞれの専門的な立場から忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

■次第2 議事(1)委員長の選出及び副委員長の指名について

(事務局)

それでは、これより審議をお願いいたしますが、今回の専門委員会は公開となっております。「附属機関の設置及び運営に関する要綱」の規定により、会議結果の大まかな概要については公表を行いますので、議事録作成のため録音させていただきますことをご了承くださいますようお願いいたします。

なお、今回は初めて開催される専門委員会となります。長崎県観光振興財源検討専門委員会設置要領第4条において、専門委員会には委員長と副委員長を置き、委員長は委員の互選により選任、副委員長は委員長が指名すると規定しておりますため、審議に入ります前に委員長の選任と副委員長の指名を行います。どなたか委員長のご推薦はございませんでしょうか。

(委員)

委員長ですけれども、神野直彦委員を推薦したいと思います。神野委員は、長野県や福岡県で観光振興財源の検討に関する会議の委員長を経験されておりますし、税・財政の専門家でもあられます。ですので、神野委員がよろしいのではないかと思います、推薦させていただきました。以上です。

(事務局)

ありがとうございます。委員長に神野委員をご推薦いただきましたが、みなさまご異議等ございませんでしょうか。

※「異議なし」の声

(事務局)

ありがとうございます。

それでは、委員長を神野委員にお願いしたいと思います。神野委員におかれましては、委員長席にご移動をお願いいたします。続きまして、神野委員長に副委員長の指名をお願いしたいと存じますが、神野委員長いかがでしょうか。

(委員長)

私の最も尊敬する行政法学者であります勢一委員にお願いしたいと思います。勢一委員は、国と地方の行政財政関係を審議する地方制度調査会の主要メンバーでいらっしゃいますし、また、私が地方分権改革推進会議の座長を務めていた時には、メンバーとして助けいただきました。さらに、同じような委員会を福岡県で務めた時も、副委員長を務められております。私が年を取りすぎているので、事実上彼女にお願いするということにもなるかと思うので、勢一委員にお願いできればというふうに思います。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、副委員長を勢一委員にお願いしたいと思います。では、以降の進行は神野委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(委員長)

はい。それでは、至りませんけれども、ただいま委員長を仰せつかりました神野でございます。よろしくお願いいたします。先ほど簡単に事務局から紹介していただきましたが、委員に就任された皆さまから、ひと言ずつご挨拶を頂戴したいと思います。

～自己紹介省略～

■次第2 議事(2)会議の公開について

(委員長)

どうもありがとうございました。それでは、議事の「(1)委員長の選出及び副委員長の指名について」は終わっておりますので、それ以降「(2)会議の公開」について、事務局の方からご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(観光振興課長)

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。では、私の方から資料に基づいて説明させていただきます。以後、着座にて失礼いたします。右肩に資料1と書いている「長崎県観光振興財源検討専門委員会傍聴要領(案)」という資料で、ご説明いたします。1ページをご覧ください。この専門委員会ですが、「長崎県観光振興条例」及び「附属機関等の設置及び運営に関する要綱」こういった規定に基づきまして設置されております専門委員会であり、その公開につきましても、「附属機関等の設置及び運営に関する要綱」といったものに則って対応することとしたいと思っております。会議の公開に関する定めによりまして、会議は原則公開となります。ただし、公にすることによって、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるといった、あとは不当に県民の間に混乱を生じるとか、色んな要素がございますけれども、そういった長崎県情報公開条例に定める不開示に該当する情報の審議や、会議を公開することにより公正かつ円滑な審議運営に著しい支障が生じると認められる場合には、委員長が会議に諮って非公開にすることが可能とはなっております。

また、その公開方法につきましては、会議の傍聴のほか、議事概要や会議資料などの会議結果の公表等によりまして、傍聴を認める会議においては、傍聴に係る遵守事項等を定めて、会場の秩序の維持に努めるということになっております。

こういった様々な規定を踏まえまして、事務局といたしましては右側にごございます傍聴要領(案)を作成しております。その中では傍聴の手続き、傍聴人の遵守事項など必要な事項を定めております。委員の皆様にごこの内容についてお諮りしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

(委員長)

ただいま事務局の方からご説明いただいた案件について、何かご質問等ありますか。よろしいですか。ご意見あるいはご質問が無ければ、ご承知おきいただいたということにさせていただきます。よろしいですか。(※了承あり)それでは、そのようにさせていただきます。

■次第2 議事(3)観光振興財源検討専門委員会のスケジュール(予定)について

■次第2 議事(4)長崎県の観光の現状・課題について

■次第2 議事(5)長崎県の観光振興施策の方向性について

■次第2 議事(6)観光振興財源確保策の比較検討について

(委員長)

次の議題について、事務局の方から説明をよろしいですか。

(観光振興課長)

それでは、引き続きまして事務局の方から本委員会のスケジュール等々、そのあと、財源確保策の比較検討といった資料について一括してご説明をさせていただきます。

資料につきましては、まずは資料2でございます。「観光振興財源検討専門委員会のスケジュール(予定)」といった資料でご説明をさせていただきます。1頁をご覧ください。新たな観光振興財源の確保等について検討する本専門委員会の設置については、ご承知のとおり3月27日に開催いたしました令和6年度の第2回観光審議会承認されております。4月25日に開催しました同審議会におきまして、本専門委員会の委員の皆様のご紹介と今後のスケジュールについてはご報告をさせていただいております。観光審議会からは、「観光客、事業者、行政の三方がWIN・WINになる制度となるよう議論を進めていただきたい」といったご意見をいただいているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。本専門委員会のスケジュールでございますけれども、真ん中の列に記載しております。本日5月9日、この第1回がスタートでございます。あと、以降6月、7月、10月の4回の予定を入れさせていただいているところでございます。検討状況に応じまして、5回目以降の開催も含め、報告書の策定までお願いをしたいというふうに考えているところでございます。それに関係するスケジュール左側、観光審議会、これは本専門委員会の上部の会議になります。そのスケジュールと右側には、市町や関係者との意見交換を行うこととしておりまして、そのスケジュールを記載しております。今回、審議を行うにあたりまして、市町の方にもアンケート調査を現在、実施をさせていただいているところであります。今後、そのアンケート調査もございまして、様々な関係者との意見交換こちらも予定をしているところでございます。こちら左側にごございます観光審議会、さきほど部長からも説明させていただきましたが、新たな観光振興基本計画の策定のスケジュールとほぼ同じ形で、同時並行で進めてまいりたいと思っております。今後、関係者の皆様の納得が得られるような手法とか、制度設計について、丁寧に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、資料3についてご説明させていただきます。「長崎県の観光の現状・課題」でございます。資料3の1頁をご覧ください。こちら資料全体の構成の目次でございますので、2頁から早速説明をさせていただきます。2頁の資料でございますけれども、日本全体における観光産業を取り巻く状況について、まとめてございます。ご承知のとおり、今後の人口減少は進んでいくといった中で、国内観光需要の減少も予想されております。ただ、一方で、訪日外国人は大幅に増加している傾向にございまして、右下に民間調査による今後の国内旅行と訪日外国人の宿泊者の逆転の可能性があるといったような予想もあるところでございます。直近の状況でございますけれども、右側の中段にございますとおり、2024年の年間訪日外客数につきましては約3,687万人、訪日外国人消費額は8.1兆円ということで、過去最高を更新している状況でございます。左側にございますとおり、国におきましても2030年の訪日外客数としまして6,000万人、消費額15兆円を目標に掲げて、推進をしていくといったような状況でございます。

3頁をご覧ください。こちら本県の現状でございます。本県の長崎県観光統計による令和5年の観光客延べ数でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の5類移行によって行動制限の解除、もうご承知のとおり全国旅行支援の効果といったもので順調に回復が進んでおりまして、令和5年におきましては対前年比で16.3%増といったような状況でございます。宿泊客数につきましても3年連続増加しておりまして、最終的には732万人泊といったような状況でございます。

4頁をご覧ください。こちらは消費額の状況でございます。日帰り客・宿泊客を合わせた総額では、対前年比で29.4%増の3,535億円というふうになってございます。また、一人当たりの平均消費額で申し上げますと、こちら一人当たりの平均額というのは日帰り客が8,700円、宿泊客が36,000円、ともに過去最高を更新しているといったような状況でございます。しかしながら、リピーター率につきましては、やはり九州平均の69%を下回っているような状況でございます。依然としてリピーターの確保といったことが課題となっているというふうな状況でございます。

5頁をご覧ください。こちら、民間の調査によります都道府県魅力度ランキングの結果でございます。左側にございますとおり本県、総合満足度につきましては6位ということで、9つのテーマ別ランキングにおきましては右側に書いていますとおり6項目が10位以内にランクインしているといったような結果となっております。ただ、このランク外になっているものというのが、例えば「地元ならではのおいしい食べ物が多かった」でございますとか、「地元の人のホスピタリティを感じた」といったものがランク外となっております。今後におきましては、「食の認知度」や、「おもてなし力」の向上といったものが課題ということになっているところでございます。

6頁でございます。6頁につきましては、外国人の延べ宿泊者数の推移を記載してございます。令和6年の外国人の延べ宿泊者数、こちら速報値になりますけれども約60.1万人泊ということで、前年と比べまして約1.3倍となり順調に回復しているというふうな状況でございます。しかしながら、右側にございますとおり令和元年から令和6年の伸び率を比較いたしますと、3大都市圏でございますが、こちら56.5%の増に対し、やはり地方部におきましては16%の増、ちなみに本県におきましては、20.2%の減と回復が遅れているといったような状況でございます。

7頁をご覧ください。最後に、本県の観光産業を取り巻く環境の変化・市場動向、今後の見通しについてご説明をさせていただきます。冒頭ご説明差し上げたように、日本全体の人口減少というものは予想されているところでございまして、こちらの人口減少に伴いまして、本県でも国内観光需要の減少は避けられないといった状況にございます。さらに、本県の延べ宿泊者数の

中で、先ほど国内でも順調に伸びている訪日外国人の割合でございますけれども、現在7.4%といったところで国内旅行者が現時点では大部分を占めるといったような状況がございまして、こういった人口減少に伴う国内観光需要の減というのが、本県の観光へも非常に大きな影響を与えるものというふうに考えております。2019年の本県の日本人の延べ宿泊客数を基に、人口減少率を単純に乗じたところでいきますと中段に書いてございますとおり59万人泊の減少といったことになります。この減少分をその1個上に書いてございます観光庁が示す観光交流人口増大の経済効果をもとに試算しますと、外国人観光客の方の20万人に相当するような数字というような形になります。これらのことを考えますと、今後、本県においてもインバウンドの拡大も図りながら、国内においても誘客を促進し、観光消費額の拡大でございますとか、そのために必要な受入の環境整備、付加価値の高い観光コンテンツづくりといったものにしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。

続きまして、資料4で今後の観光振興施策の方向性について、ご説明を申し上げます。右肩に資料4と書いてある資料をご覧ください。こちらの資料でございますけれども、先月の25日に開催いたしました観光審議会でお示した資料を抜粋した資料となっております。1頁目は目次でございますので、2頁をご覧ください。今後の計画の内容を今、観光審議会の中では検討しているところでございますけれども、今後の目標をどう考えるかといったものでございまして、観光消費額を押し上げる要素と重点指標ということで、基本目標については、今後の計画におきましても地域経済の活性化とか持続可能な好循環の実現に大きく寄与していくであろう「観光消費額」が適当であるというふうに考えておりまして、この資料では、観光消費額の増加に直接寄与する要素でございますとか、持続可能な観光を支えていく基盤強化の両方をしっかりと取り組むことが必要であるということで、その要素として6つを掲げているといったようなところでございます。

3頁をご覧ください。こちら2頁でご説明いたしました観光消費額に直接寄与する要素、これ4つ項目ございました、観光客数、一人当たりの観光消費額の単価、滞在期間やリピーター、こちらの直接寄与する要素ごとに、観光客の現状を踏まえて、我々が考えるべき今後のターゲットとして少し整理をさせていただいた資料となっております。いずれも、下段に書いてございます今後のターゲットについては記載のとおりでございます。

4頁をご覧ください。こちらちょっと字がすみません小さくなっておりますけれども、こちら本県の立ち位置を客観的にとらえるために、庁内で本県の観光に関する強み・弱み、機会、脅威といったSWOT分析を行うため、ブレインストーミング方式による意見交換を実施しております。表については、その結果を受けて職員から出たアイディアベースの施策案を記載してございます。こちら、細かいですので説明は省略させていただきますけれども、内容については実現可能性を含め精査が必要なものもございます。報道各位におかれましては、この内容については申し訳ございません、取扱にご注意をお願い出来ればというふうに考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。表の作成にあたっては、先ほどの考えました施策案をしっかりと観光消費額を押し上げる6つの要素に分類し、そこから見えてきた表頭5つに分類しております方向性というのが見えてきたといったようなところで、今後の観光施策の推進にあたっては、表頭にございます5つの要素「国内外から選ばれる魅力的な観光コンテンツの磨き上げと創出」、「ターゲットにささる戦略的プロモーションの展開」、「長期滞在につながる広域周遊の推進」、「稼げる観光産業の基盤強化」、「持続可能な観光を推進していく体制の確立」こういった5つの方向性で進めてま

いりたいということで議論を進めているところでございます。

次の5頁につきましては、それらを見やすいように整理したものでございますので、参考までにご覧いただければと思っております。現在、この方向性につきましては観光審議会での議論を受けまして修正等も加えながら整理をしている段階でございます。現時点の考えということでご覧いただければと思っております。

続きまして、資料5でございます。こちら本日、ご審議をいただきたい内容についてご説明をさせていただきたいというふうに思っております。資料1頁でございます。内容につきましては、目次に書いているような内容でございますが、説明資料9頁までとなっておりますので、ご説明させていただきます。

2頁をご覧ください。本日委員の皆様にご意見をいただきたいことということで記載をさせていただいております。新たな観光振興財源の検討にあたりまして、3頁以降にこれまでの議論や意見、新たな観光振興財源の必要性、新たな観光振興施策に必要な財政需要と本県の財政状況、地方公共団体の自主財源、主な観光振興財源導入地域の例といったものを整理させていただいております。今回、こういった様々な自主財源の中から観光振興財源を検討するにあたりまして、『財源としてどのような性質が求められるか』、また、それに対応します『観光振興財源として相応しい財源確保策はなにか』といったことについて、ご意見を頂戴したいというふうに考えているところでございます。今後、観光振興財源確保のための制度設計の前提となるような様々なご意見をお伺いしたいと考えておりますので、委員の皆様におきましては、それぞれのご立場から、ご発言をいただければと考えております。

次に3頁をご覧ください。こちら、新たな観光振興財源検討にかかるこれまでの議論や意見についてまとめたものでございます。中ほどに3つ枠がございますが、左側に記載しておりますのが、県議会からのご意見でございます。「宿泊税を含め、新たな財源を検討していく必要があるのではないか」といったご意見、「観光振興は重要な施策だが財源には限界がある」といったご意見を頂戴しているところでございます。中ほどでございます。こちらは、観光審議会の中でのご意見でございます。こちらもほぼ同様でございます。「DMOのための安定財源として宿泊税のような検討もあるのではないか」、「宿泊税などの『観光客から得る財源』の新設は検討の余地があるのではないか」といったご意見をいただいております。右側の枠でございます。宿泊事業者の皆様からは、「使途を明確に、どのようなことに使うかといったことをしっかりと整理することが重要である」といったご意見、また、「宿泊税には反対をする方もいらっしゃる」といったご意見も合わせていただいているところでございます。こういった様々なご意見をいただいておりますけれども、こういったご議論ご意見から観光審議会においてもしっかり議論を進めていきまして、県へ答申いただくといったようなところがこれまでの議論の経過でございます。

資料4頁でございます。資料の4頁につきましては、観光振興の重要性ということと、観光施策に必要な財源の確保についてまとめているところでございます。こちら内容については、記載のとおりでございます。一番下にありますように、安定的な観光振興財源について、最適な確保手法や具体的な使途などの制度設計に向けて、このような観光振興の重要性であるとか、施策の展開に必要な財源といった視点から、専門委員会を設けて、今回のご意見をいただくようになったといったような経過がございます。

5頁をご覧ください。新たな観光振興施策に必要な財政需要の規模の試算でございますけれども、次回の専門委員会にて、ご報告をさせていただきたいというふうに考えております。現在、

さきほども申し上げたように、市町へアンケートを実施しております。そういった結果でございますとか、観光審議会で審議中の『次期観光振興基本計画の方向性』を踏まえて、しっかりと必要な財政需要の規模を試算してまいりたいというふうに考えてございます。中段は、先ほどご説明した骨子の(案)でございますけども、下段に市町に今行っているアンケートの項目について記載しております。こちら、5月中にとりまとめを予定しております。例えば、この資料の②番目に書いているとおり、一定の規模感といたしましては、資料3の7頁でご説明した将来推計人口の減少と連動して、やはり国内の旅行者が減るといったことを仮定したときに、20万人程の外国人の観光客の増加が必要だにご説明させていただきましたけれども、この対策がすべてというわけではございませんけれども、観光振興施策の全体を考慮いたしますと相当規模の財政需要というのが生じるのではないかというのは想定をしているところではございます。

続きまして、資料6頁でございます。こちら、本県の財政状況と今後の見通しについて、記載をした資料でございます。本県につきましては、今後に見込まれる様々な税制改正でございますとか、地方財政対策などについて、一定の仮定に基づきまして試算した「長崎県中期財政見通し」というものを毎年度公表しているところでございます。令和11年度までの見通しでございますけれども、上段の〇二つ目に書いているような状況が見込まれておりまして、結果といたしまして、令和7年度以降には毎年度18億円から28億円の財源不足が生じていきまして、右側に書いてございます、これ「財源調整3基金の残高」でございます。右下のグラフのとおり、令和11年度末には、令和6年度末残高と比べまして111億円程度の不足が生じるといったような見通しとなっております。資料には記載しておりませんが、令和7年度当初予算にかかる本県の自主財源比率というのは39.5%、自主財源といった部分では、やはり本県は非常に乏しい状況にあります。また、財政力指数でございますけれども、こちら0.33と低いといったような状況で、全国で見ても41位、九州・沖縄で見ても最下位というようなところで、他の都道府県と比べましても財政力が低いといった状況にあります。財源に限りがある中、選択と集中を図りながら、観光振興に係る予算といたしましては、直近で約14億円から18億円、一般財源だけではなくて国庫補助金も含めますけれども、そういったところで確保に努めてきたといったようなところでございます。観光振興施策のさらなる充実・拡充に相当規模の財政需要を想定する一方で、本県の財政状況については、非常に厳しいということで、現状の財政状況におきましては観光振興施策への予算的な措置が非常に厳しいのではないかとということで、新たな観光振興のためには、一定の財源確保策というものが必要だというのが現状でございます。

7頁でございます。こちら議論する内容の一つのたたき台といったものになります。地方公共団体が自主財源として、確保できるものを一覧にして整理をしているものでございます。一番右側には、その特徴といたしまして、行政的・制度的な見方に基づいた特徴を「○」、「△」、「×」といった評価をしておりますけど、皆様方いろんな様々な見方があるかと思っておりますので、それについては、またご意見をいただきたいと思っておりますし、最終的には安定的な財源の確保、また、用途の明確化といったものが、今回観光振興財源に必要であると認識しておりますので、そういった視点では、こういった要素が必要でないかといったものも含めてご意見賜ればというふうに思っております。それぞれの財源の特徴の説明については、省略をさせていただきたいと思っておりますので、この表をご覧くださいながらご意見賜ればというふうに思っております。

8頁でございます。日本交通公社調査による主な観光振興財源の地域別の資料を掲載させていただいております。これだけではないと思いますが、ここに掲載されておりますのは22団体の事例ということでございます。表の右側に22団体の例をまとめてございますけれども、地方

税が20団体ということで、その内訳といたしましては法定外目的税、法定外普通税といった徴収の方法となっております。最も多いのは法定外目的税で17団体といったところで、そのうち12団体が宿泊税といった手段を選んでいるといったようなところでございます。

次の頁をご覧ください。それぞれの財源について、表でまとめてございます。地方税の概要といたしましては、先ほどご説明しました上段の「宿泊税」、「遊漁税」、「環境協力税」など4種類がございまして、法定外普通税としましては、「別荘等所有税」、「歴史と文化の環境税」といった3種類、また寄付金といたしましては、富士山関係の様々な協力金がございまして、一番上の「宿泊税」の導入というのが、繰り返しになりますが一番多いということで、宿泊者の方から1泊あたりの税率を定めているものでございます。そのほか、沖縄県内4離島でございまして、入域1回あたりの税率を定めているものというのもございます。これらの法定外目的税につきましては、観光振興を目的としておりますので、それに沿った用途が限定されているといった特徴がございまして、一方、法定外普通税でございまして、上下水道の整備や自治体の一般財源として、観光目的以外にも活用されているといった特徴があります。最後に寄附金でございまして、こちらは入山料として協力をお願いするようなものでございまして、様々な富士山の環境保全や安全対策に活用されているというふうにお聞きしております。

長くなりましたけれども、私の方からは、説明は以上となります。どのような財源がよいのか、どのような財源確保策が適当であるかということについて、皆様から忌憚のないご意見やご提案などをお聞かせいただければと思いますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

（委員長）

どうもありがとうございました。最初に、私の委員長としてのこれからの運営の方向性みたいなものを述べておきたいと思っております。本日は第1回目ですので、こうした委員会は、まず、委員の皆様方で使命と情報を共有するということが重要で、次の段階で問題の解決に向けて一緒に考えていく、最後の段階でそれをまとめ上げるという、だいたい大きく3つに分かれるだろうと思っております。

本日は、第1回目、初回でありますので、今、県の方から様々な情報のこの委員会のミッションを説明いただいたので、それを巡って、今回は少し忌憚のないご意見を委員から頂戴出来ればというふうに思っております。事務局の方から説明がありましたように、資料5の2頁の論点を念頭に置きながら、それぞれの委員の皆様から忌憚のない自由なご意見をお寄せいただいて、それぞれがどんなご意見を持っているか、どんな考え方があるのかというような情報を含めて共有して行きたいと思っております。

それで事前に、発言をしたいというお申し出があったと聞いております委員から口火を切っていただきたいと思います。

（委員）

よろしくお願いいたします。

私は、先ほどご挨拶させていただいたように、観光政策の一番の問題と思うのは財源問題で、非常に厳しい財政状況の中で、どうしていくかを十年ほど考え続けてきておまして、こういった委員会もたびたび参加していますが、宿泊税に関する認識の理解度をある程度統一しないと、なかなか議論が進まないなとかねてから思っておりましたので、今ご説明あったことと被る分は

カットしながら、お話出来ればと思って資料をご準備いたしました。

資料2頁を開いていただいて、よく情報発信の仕方とかインフラ整備の議論はあるんですけども、今まで財源の議論は横に置いてきたのではないかと思います。先ほど長崎県としては、観光振興に十数億の財源を何とか捻出されているとの話がありましたけれども、現在の自治体の財政状況は、本当に乾いた雑巾を絞っているような状況ですから、どれだけコスト削減しても限界があると思います。コスト削減は、引き続きやり続けられないといけませんが、それには限界がありますので、今回のような新たな財源のあり方を議論する必要があると思います。それに加えて、県庁の皆さんが観光振興の政策を検討するにあたり、担当の職員が人事異動により変わっていきますので、行政主導の観光振興にはある程度限界があります。そういう意味では、持続的な観光振興に取り組むためには、専門性を持った強いDMOを作らないといけません。今年度観光庁によるDMOの登録要件が変更になって、都道府県DMOという考え方が提示されておりますが、いかに強い観光振興の司令塔を作るかということも議論して、そのために、専門性の高い人材をDMOの中に入れないといけません。人材確保にあたっては、ある程度給料も出していないといけませんので、財源と組織をセットで議論しようという話をしています。

次の頁のところは、さっきの資料にも2019年時点の観光振興による経済効果の試算が出ていましたけれども、2024年に引き直すとこんな感じかなと整理をしております。人口減少を観光客の来訪で補完していく考え方についてはその通りですが、次の頁を見ていただくと、今、観光庁によるDMOの登録にはKGI(Key Goal Indicator/重要目標達成指標)を設定しないといけないということになっています。KGIは、観光振興によって最終的に目指すゴールということになりますが、多くの地域が観光消費額を設定しています。そのことは良いのですが、そこで止まてはいけません。我が国の観光立国の理念に「住んでよし、訪れてよし」とありますが、住民のことを考えるっていうのは、今、観光の世界的な潮流なので、観光消費額を上げた先に何かあるかということを考えないといけません。欧米諸国では、コロナ前から、観光客数や経済効果だけではなく、観光振興によって住民がいかに幸せになるかに力点を置いていました。その過程において、観光消費額を上げて税収を上げていくことは大事だと思います。特に、観光産業は、女性や若者の活躍の場と世界的に言われていて、世界最大の産業とも言われております。地方においては、昨今企業誘致が難しい中では、雇用創出の場として特にサービス産業をしっかりと作っていく、そのために観光っていうのは非常に重要だと考えられています。これから定住人口増加にむけて移住定住を促進するためにも、働く場がなければ、なかなか若い人たちは来てくれないので、やはり観光というのは雇用の面でも重要だと言えます。そのためには、いろんなインフラ整備にお金がかかると思います。昭和30年～40年代の高度成長時代から50年代にかけて整備されてきたインフラが、現在どんどん老朽化してきており、この間も京都で道路の陥没がありましたけれども、本当にいろんなインフラが今老朽化している中において、かなりハード整備を行っていかないとはいけなくなっていると思います。街中も活性化させるためにハード・ソフトともにいろんな仕掛けもあると思うので、右下のところに書いていますけれども、観光で消費額が上がっても、自治体としても非常にコスト負担が大きくなっていくと考えられます。

また、赤い丸に書いていますけれども、観光振興で経済効果があったとしても、そのことが地方公共団体の歳入が増えるということとは、イコールではないのではないかと、という問題意識を持っています。本日は地方財政の専門の先生方がおられるので、後で、私の説明で言葉足らずの部分がありましたら是非フォローしていただきたいなと思いますが、実際に観光というのは、行政としてある意味コストがものすごくかかるものです。特にオーバーツーリズムがひとたび発生

してしまうと、それに対する様々な対応に莫大な予算が必要となります。今後インバウンド対応するための受入体制づくりにむけた様々なハード及びソフトのインフラ整備にお金がかかってきますから、仮に税収が増えてなくて、コストばかりかかるとしたら、自治体の財政としては大変なことになるのではないかなと思っています。自治体の歳入は、仮に自主財源が増えたとしても国からの地方交付税交付金が減額されてしまうという制度になっているので、地域がどんなに努力して住民税や固定資産税を増やして自主財源を増やしても、その財布の中身は変わらないということになります。例えていえば、一生懸命頑張ってアルバイトで稼げば稼ぐほど、お母さんからのお小遣いが減らされるということになるわけです。地方自治体は、自治体運営上必要となる財源が基準財政需要額として設定されており、自主財源で足らざる部分を国が地方交付税交付金で補うという仕組みになっています。自主財源が増えると、その分国からの交付金が減額されるという制度のため、自治体の努力によって人口増加や企業誘致などを行うことで自主財源を増やしても、国が上限を設定しているため、自治体の歳入全体は増えないということになるのです。そのため、自治体の厳しい財政状況は依然として変わらず、観光振興予算をどんなに頑張っても増やすのは限界があるのではないかなと思っています。

次のページに、ちょっと古い2022年の財政図鑑というウェブサイトで、全国の自治体の財政状況を分かりやすく紹介しているのですが、実際に長崎県の国からの依存財源率というのは、約7割ほどになりますので、自主財源をどれだけ増やしても依存財源が減らされるとしたら、財布の中身は全く増えないということになります。このデータでみると、地域振興にかけられる予算は、全体のわずか16.9%、さらにそのうちの商工費もわずか9.8%です。この中に観光予算が入ってきますので、いかに財源的に厳しいかが分かります。さらに今後人口減少が進んでいくと、先ほどの基準財政需要額の水準が全体的に目減りしていったら、そもそもの財布の中身も減っていくということになると思います。

その次のページにあるように、そこで私たちも、観光振興に関わる様々な財源について観光の視点から検討してきましたが、大前提として、県を含めて自治体は、自主財源をどんなに増やしても国からの支援が減らされるというふうになっている以上は、どんなに頑張っても財布の中身は増えないという実態を鑑みて、法定外新税として宿泊税導入を検討するということを理解いただく必要があります。総務大臣の同意が必要になりますが、法定外新税という地方独自で設定できる新たな税の仕組みを使っていけば、基準財政需要額の上に真水で予算を積み上げることができるという制度になっています。現状を踏まえると、この制度を活用しなかったら、なかなか観光予算を増やすのは難しいと思います。ふるさと納税についても同様に自治体の歳入で真水で増やす効果がありますが、本当に観光振興に力を入れようと思ったら法定外新税として宿泊税を導入して観光予算を増やしていかないと、競争力が高まらないと思います。東京都など一部の自治体のように国からの地方交付税交付金を一切もらわない不交付団体であれば、どんどん自主財源が増えれば、観光予算もそれに合わせて増えるのだらうとは思いますが、

次のページ以降は、先ほど説明があったような話ですけれども、ひとつ入湯税の話はよく出てきますが、入湯税については法定目的税ということになっていますが、宿泊税に関しては全国的に導入が進んできているものの、これが法定目的税になるまでには、まだ、長い道のりがかかると考えていますし、観光のおかれている状況は地方ごとに様々な特性がありますので、現状のところは、法定外目的税ということではよいのではないかなと思います。今、お話したように、地方税法の改正により、地方自治体は、地方税法に定める以外に条例によって税を新設できるということになっている中で、この制度を使うか使わないかがこれから自治体の競争力の差になっていく

ということだと思います。

10頁のところに、色々出ていますけども、続々令和7年から8年にかけて導入が進んでいきます。私は、福岡市の2018年の検討委員会で2019年の導入に関わってきましたけれども、福岡市だけで税収が約30億ほどあります。福岡市の観光 MICE 関連予算は、ハード整備も含めるとトータルで約50億ほどありますが、お金を持っているか持っていないかで、やれることが大きく変わってきますので、全然競争力が違ってくるということです。去年は私は千葉県の観光財源検討委員会の委員を務めておりまして、千葉県は宿泊税導入の税収額は約45億と見積もっています。また大阪府は今年度より宿泊税条例の見直しが行われました。昨年大阪府議会府民文化常任委員会に参考人として呼んでいただいて、宿泊税の使途のあり方について話をさせていただいたのですが、今回の宿泊税条例の改定により宿泊税収入は約85億となるということです。まさに万博以降の観光振興に向けた政策的、戦略的財源ということになります。このような財源を持っているか持っていないかで大きい差があると思います。

続いて12頁です。今後、宿泊税の金額設定について、定額か定率かという議論が出てくると思いますが、税に関しては、「公平」「中立」「簡素」という三原則がベースになってきます。これから多様な観光振興財源の可能性について議論があると思いますが、ここで私が結論的な話をしていますが、私自身もいろいろな財源のあり方を検討をしてみたのですが、やはり宿泊税以外にこの三原則のバランスがよいものは、なかなか見当たらないと思っています。特に、県という広い地域で考えた場合に、様々な地域性があることも踏まえる必要があります。例えば、島のケースで考えると、広島県廿日市市の宮島に行く時に、宮島行のフェリー代に上乗せする形で入島税が取られていますが、大事なことは、とにかく「公平」「中立」「簡素」であるということから考えた時に、宿泊税が最も妥当だと考えます。ただ、定率制の方が圧倒的に公平性はあるのですが、定率制の導入について宿泊施設の関係者のご理解をいただくのに相当時間がかかるので、今のところ北海道の倶知安町以外は定額での導入となっているのが実態です。

14頁のスライドですが、長崎市が非常に分かりやすく宿泊税導入の意義をホームページで紹介されています。よく宿泊施設関係者より、宿泊税が導入されたら宿泊代金が高くなるから宿泊客が減るかもしれないのではとの危惧が示されますが、これも多くの自治体がアンケートを取られていてある程度結論が出ています。宿泊税が導入されたからその場所に行くことやめると回答した方は極めて少ないというアンケート結果が出ていますし、実際に導入された自治体で観光客が減ったという事実は今のところ見当たりません。逆に、観光地としての魅力の向上や受入れのサービスが向上することで来訪者が増え、それに合わせて宿泊者数が増加し、さらに税収も増えて、よりよいサービスが提供されるという好循環につながっているというのが、既に宿泊税を導入されている地域の実態だと思います。

後ほど参考として見ていただきたいのですが、今日の委員長・副委員長が導入にむけてご尽力されていますが、福岡市と福岡県のケースで問題となった、県と市の両方が導入する場合の問題についてです。長崎市が先行して導入されていますので、それにどう県が連動できるのかという議論になってくるのだらうと思いますけれども、先行事例である福岡県においては、県税として一律200円を徴収しています。自治体として別途宿泊税を導入した北九州と福岡市においては、200円のうち県が50円、両市は150円ということになっております。また福岡市内の宿泊施設では、2万円以上の宿泊料金に対しては、500円の宿泊税が課されており、450円が福岡市、50円が福岡県と分けています。宿泊税を導入していない他の自治体に関しては、200円のうち、県主体事業に100円、市町村主体事業に100円という形で分けています。

次の21頁のところに、福岡県の宿泊税収の予算を各市町村に交付する一連のプロセスをフローという形で示していますが、まずは、県が各市町村へ次年度の想定される宿泊税の配分額の金額を内示します。それに対して、各市町村が県に対して宿泊税を活用した事業計画を提出します。その事業計画が承認されれば、正式に交付が決定をされ、事業が終了後に実績報告を年度末に提出してもらうという流れとなっています。このような市町村への予算の交付のあり方も今回の検討会の中で、どのような方向性にするかを考えていく必要があると思います。

22頁で簡単にまとめていますが、「福岡県の市町村への財政支援制度」ということで、宿泊税における交付金と、プラス別途補助金というものも用意して、市町村の観光振興をフォローアップしているということになります。

23頁ですね、これも是非ちょっと議論していただくと良いと思いますが、宿泊税を導入すると宿泊税条例というものを作るわけですが、これはあくまでも徴収条例であって、何に使うかっていう使途の条例として、観光振興条例がやはりセットで必要だろうと思います。福岡県も元々、県の観光振興条例があったわけですが、この宿泊税が導入されることによって改正されています。また福岡市は観光振興条例を新たに制定しました。集める条例と使う条例、これをしっかり両輪でやっていくということが必要です。24頁に大まかに福岡県の観光振興条例の内容をまとめています。次の頁にあります。福岡市の観光振興条例は、非常に素晴らしい条例になっていまして、いわゆる観光とは何か、福岡市における観光をどう定義するのかという理念が、第2条の中で明確に書かれていて、一つ一つ読み上げませんけれども、観光はある特定の人たちだけのメリットにつながるものではないのだということを示しており、観光を広範囲に定義しています。この観光振興条例をしっかりと推進するために宿泊税をもって推進してくださいということが明記されており、議会条例として制定されたことを受けて、福岡市が宿泊税の制度設計に入ったというのが、一連の流れとなっています。

次の26頁は、オープンデータからですけれども、福岡県の税収と基金積立額ということで、福岡県の場合は、一旦徴収した宿泊税は、全額基金に入れていくといった全額基金化方式をとられています。福岡市の場合は、当初予算から上振れた宿泊税税収を基金に充てるという上振れ分の基金化方式をとっていますけれども、県の場合は、各市町村に交付金を出しますので、一旦、全額基金に入れた方がいいのかなと思いますが、そういう基金との連動も書いています。

まとめですけれども、28頁に書いていますが、とにかく地方財政が厳しい中で住民税や固定資産税中心の自主財源を増やしても、国の地方交付税交付金が減らされるという状況の中だと、やっぱり真水で予算を増やす方法を考えざるを得ないのです。そういう意味で、法定外新税、その中の法定外目的税というものが非常に重要だろうということになります。それから、一番下にありますように、宿泊税というものが、何度も申し上げたように真水の財源であるということと、税の三原則を考えた時にも、それ以外の選択肢はなかなか私も思いつくものではありませんでした。

最後に、29頁に今後、都道府県という単位で宿泊税を導入するときの課題と注意点として、私なりの整理ですけれども、今後、市町村との役割分担は大事です。今、長崎市は既に導入していますけれども、新たに導入しようと議論が始まろうとしている自治体もありますから、その関係性とか二重課税のリスクをどう考えるのか、利害の過失を招きやすいですから、このようなことも想定しながらの議論が必要だろうと思います。それから、2番目に、観光振興の現在の対応ということで、県内での観光資源とか宿泊施設数の多い少ないという様々な差がありますから、どのようにこれを配分していくのかという対応のあり方です。それから3番目に広域

の施策というものが重要になってくると思います。県としては、千葉県でも議論しましたが、各市町村にも一定程度の配分はあるものの、なるべく広域観光を推進することに加重していくことも必要です。複数の市町村で構成するエリアによる広域観光推進というところを主眼に置きつつ、合わせて地域密着施策を両輪でどう考えていくのかは大事なポイントです。それから4番目に広域連携が前提となると先ほど申し上げた部分とつながりますが、各市町村の観光協会は、本当に人も財源も不足していることから十分に活動出来てないという実態もあると思いますので、今後それをどのように統合していくのかということも考えていく必要があると思います。5番目は、市町村ごとの税導入済み・未導入のばらつきということで、先ほども出しましたが、それぞれ県と市町村の配分をどう考えていくのかということなのです。6番目が、観光政策の一貫性と広報の難しさを書いておりますけれども、先ほど観光計画への議論というところになっていきますけれども、税の使途をいかに観光振興計画の内容に紐づけながら一貫性を持っていくということは大変になります。これも観光振興条例の中でしっかり明記し、一貫性を持たせるということも大事ですし、さらにしっかり広報して県民・県内の様々な方々の理解をしっかりと得ていくことが大事だと思います。あと、徴収事務の地域差対応と書いてありますが、この辺も、基本的に宿泊施設の方々が代行して徴収する特別徴収義務者となるわけですが、それぞれ、宿泊事業者の規模感とかマンパワーの状況により、オペレーション上の色んな課題が生じてきます。このような各徴収事務をどのようにフォローしていくのか、この辺がいろいろDX化支援などある程度の補助金を出してフォローしていくことを、すでに導入している自治体では行っていますので、今後宿泊税の使途のあり方として考えていくということになると思います。後半のパートは、参考資料ということで福岡の事例を載せておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、今後の検討会議で、このような議論が出てくるだろうなということも想定して、話題提供として説明させていただきました。以上でございます。

(委員長)

どうも、ありがとうございました。それでは、委員の皆様方からひとあたりご意見を頂戴したいと思いますが、できれば自発的にご発言を頂戴したいのですが、なければ名簿順にお願いします。

(委員)

ただ今、福岡県・福岡市の事例をはじめ、宿泊税導入に向けた課題であるとか、今後整理していく内容・検討すべき内容など含めお話いただきました。日々、観光振興施策の推進に取り組む中にあって、観光振興というのは、それぞれの地域間競争なわけですね。実際に。各県ともしっかり競争がありますし、県内でも実は市町内で競争というのがあるわけで、まずは、地域間競争によって成否がわかるということかなというふうには思っています。そうした中で、自主財源の多いところとそうでないところの差は歴然かなというふうには思っています。当然、財源とは別に、そこに携わる方の意識の問題とか、そういったものは当然あるかとは思いますが、地域間競争に長崎県として勝っていくためには、やはり一定の安定した財源というものが不可欠かなというふうには考えております。

ただ、財源とは別に、県内の県の事業とそれぞれ市町の事業、あるいは事業者の独自の取組というものがあって、それらが有機的に結びついて施策が展開される方が、より良いと皆様もお感

じのところかなというふうに思っています。今、観光連盟で事業を推進していく中で、やはり市町、あるいは観光協会との事業の重複とか、類似する取組の重複みたいなものがしっかりと整理をされて、県全体として適正な事業、あるいは予算といったものも同時並行で進める必要があるなというのは日々感じているところであります。

また、先ほどお話がありましたけれども、DMOの取組にあたって3月25日に観光庁の方で、改正ガイドラインが発表されましたけれども、これには都道府県DMOというのが明確に位置づけられて、より広域的な取組・展開というものが期待されているのかなというふうな認識であります。当観光連盟におきましても、3月の理事会におきましてDMOへの移行検討を深めていきたいというような発言もさせていただいたところでありますので、県の次期観光振興基本計画の策定も今年度中に行われる予定でありますけれども、そうした計画の受け皿としてしっかりと観光連盟としてフォローできるようにするためには、やはり組織力の強化と体制強化というものも重要になってくるかと思えます。そうした意味においても、また、観光振興のための財源をしっかりと確保していくといったことがとても重要ではないかなというふうに思っています。以上です。

（委員長）

ありがとうございました。繰り返すようですが、事務局から提示されている2つの論点。これらも念頭におかれて、ご意見を頂戴出来ればと思いますが、次の委員の方お願いいたします。

（委員）

発言の機会をありがとうございます。宿泊税のあり方の資料は、初めて拝見させていただきましたけれども素晴らしいですね。非常に深く宿泊税のことが知ることが出来て、大変ありがたいと思っています。

ただ、宿泊税ありきということではなくて、自主財源の中から財源としてどのような性質が求められるのか、何がふさわしいのか、ということが今、事務局側から求められていますので、結果的に議論を進めて宿泊税しかないねというふうになるのだろうなということは認識しつつも、あえて変化球を投げさせていただくと、先般のクルーズ船のニュースで、長崎のクルーズ船144万人ですかね、2024年が全国で長崎が3位で、佐世保が7位で足すと長崎県が全国1位になりますみたいなニュースが入っていたと認識しておりますけれども、例えばクルーズ船の入国にあたって、長崎港、佐世保港に滞在するにあたって、何かそこに手を出すことは出来ないのかなと。国の方では出入国税を値上げして、大きな財源を確保されているという話をしていますので、そこは県・市町の関係上、私は詳しくは税制の方わかりませんが、そういうのは検討の余地はないかなというふうに考えております。以上です。

（委員長）

どうもありがとうございました。それでは、次の委員の方お願いします。長崎の特異性など考慮して発言いただければと思います。

（委員）

ありがとうございます。今の地方行政の制度設計上、定住人口がベースになっておりますので、ここは交流人口が加味されないという現状の中では、宿泊税の議論は、やはりひとつ重要な柱

になるのかなと思っております。

ただ、その中で必要論と設計論は分けて考えながらも、両方で考えなければいけない、慎重な検討が必要かなと思うところでもあります。その理由の一つは、本県、離島を抱えているという特性があります。これは、福岡とか千葉とは違って、いろんな県レベルの中でも、検討の中の一つ、大きな場、特異点というところがあります。離島の方が、例えば長崎県全体で宿泊される場合もあります。かなり多数。県内の方も多く宿泊する中で、どういう制度設計していくかという点は課題だと思います。

ただ、やはり全国的な事例を見ていくと宿泊税というのは、やはりインセンティブが働く、頑張れば頑張っただけ収収が伸びていくメリットとか、そして、基金などに設けることで、例えばDMOのひとつの課題感として、単年度予算を運営していかないといけないところを、複数年度の運営の中で財政的な使途が広がるのではないかと、あと、宿泊税の中で今日は、なかなか議論がなかったですけども、財源+ α としたところで、データが取れる。毎月の宿泊された方の実数がしっかりとれていくというあたりを、結局マーケティング的な要素に使って、それを次の戦略に使って人を増やす。そういう副次的な効果もあるかと思しますので、そういった視点でのしっかりした検討も必要かなと思います。以上です。

(委員長)

どうもありがとうございました。それでは、次の委員の方をお願いします。

(委員)

先ほど、私のご挨拶でも申し上げましたように、長崎市が一番大きいですが、観光の関係はいろんな形で地域の活性化につなげるというのが最大の課題でありますし、県全体を見ても、かなり観光についてはポテンシャルが高い県だと思っておりますので、そういった意味では事業費を確保して、どんどんどんどん振興策を検討していただいて、長崎県全体が元気になってほしいという思いがあります。そういった意味で、資料5の3頁の県議会とか観光審議会とか宿泊事業者の方のご意見があって、新たな財源が必要かどうかというのは、県議会でもこういうご意見が出ているので、これは本当にもっともだなと思います。

一方で、宿泊事業者の方の負担が大きいのではないかとというのが、長崎市のケースの時も慎重な意見があったと聞いていますので、先進地の中で宿泊税を徴収される事業者の方が、今どういった状況でされているのか、お困りの状況になっているのか、もしくは、先ほど説明されて徴収事務は地域の補助金だとかDXを活用したとか、そういうことで解決が出来ているとか、よろしければ、そういう先進事例がわかれば教えていただきたいなと思っています。

もう一つ、ちょっと気になるのが、資料の6頁の方で事務局の方から長崎県の財政が厳しいというお話がありました。長崎県が厳しいというのは、中小企業関係も経営関係のいろいろご相談する中でなかなか財源厳しいのだなということは我々も理解していますけども、観光財源を一般財源の中で今いろいろやっていただいている部分を、それを新たに宿泊税という特別な収収ができたということで、従来一般財源でやっていた事業を特別財源の方でやってしまうような、その振替がないようなそういう仕組みをしていただければありがたいかなと。出来れば財源のない中でも観光振興財源はしっかり確保していただいて、さらに+ α でもっと磨き上げが必要であれば、その特別税をしっかりと活用していただくと、そういう仕組みにさせていただくと、我々も安心して宿泊税のことをいろいろと考えさせていただけるかなと思っていますので、そういう

ことでちょっと教えていただければありがたいかなと思います。以上です。

(委員長)

今、事務局の方からコメントした方がよろしいでしょうか。あとでも構いませんが

(観光振興課長)

最後をお願いします。

(委員長)

分かりました。では、次の委員の方をお願いします。

(委員)

県の資料3の7頁にありましたが、人口減少に伴い国内の観光需要が減少していくと、県の観光消費額を維持するためには、外国人の旅行者を20万人程度増加させる必要があると。仮にこの20万人を外国人ターゲットとした場合の観光振興策を進めるには、やはり安定した財源の確保が必要になってくる。これは当然だろうと考えております。そうした時に、先ほども基準財政需要額の話が出ましたが、それに含まれない財源を確保するというふうになれば、やはり法定外の税に、そこに落ち着くのだろうというふうに思っています。それが、宿泊税になるのか、これからの検討になろうかと思えますけれども、性質としてはそういうふうなところの性質になろうかと思えます。

ただ、先ほど他の委員の方からも若干ありましたけれども、それを徴収するにあたって、私たち商工会というのが、20の商工会がありますが、都市部にはない。要するに離島であるとか、本土であっても周辺地域に存在している商工会でございます。当然、周辺地域に存在している関係事業者の方であり、なおかつ、宿泊事業者でありますので、規模が小さくて数も少ないというふうな状況でありますので、その税の徴収にあたっては、負担にならないようなそういうふうなシステムを組むことが出来ないかなというふうなことを考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(委員長)

ありがとうございます。次の委員の方をお願いします。

(委員)

最初にかなり丁寧な宿泊税のご紹介がありましたので、宿泊税の制度についてはある程度の共有は出来たのかなと思います。観光政策における課題というのは、ほぼ全国共通で、各県悩みながら財源の確保をどうするのか、という視点で創意工夫の状況が事務局からの資料で紹介された導入状況だと思います。今の状況とさらに10年後、20年後の中長期で考えていくということが非常に重要で、人口減少社会というのは、当面は避けられないところになっています。言われておりますのが、2040年に高齢者人口がピークとなる、でその後さらに高齢者も減っていくというふうな状況の中で、自動的に自治体の一般的な税収は、減少せざるを得ない方向になっていく。しかも、その中で医療・介護、社会福祉経費が増えていく、そうすると目の命をつなぐ政策と比較すると、観光への公的な投資というのは制限せざるを得ないだろうと。今、既に観光

財源が厳しい状況で足りないと言っているところに、さらにもっと少なくなっていくという可能性もかなりの状況であると。また、人口減少というのは、働き手の減少でもある。

他方で、これも説明にありましたけれども、DMOのような組織がないとより発展的な観光政策の展開が難しい。そうなってくると観光産業自体もトランスフォーメーションといいますか、新たな時代に向けたアップデートをしていくためにも、やはりDMOのような組織が地域に必要なになる。この財源をどうしていくのかというような観点もあります。

また、今回、私はまだ長崎の観光政策の方向性の中身を十分把握していないところですが、MICEとかビジネス利用というのもおそらく観光政策の中で振興していくことになるのだと思う。ビジネスへの対応が進んでいくことによって、経済振興含め政策が繋がるということですので、共通のインフラなどもありますから、ここのところもやや幅広く波及する利益ということも言えるかもしれません。その中で、既に長崎県の特性でご紹介いただきましたけれども、やはり離島が多い地域である。県内の離島の利用者、県民が一定宿泊をするであろうというようなこと、これもどのように考えていくのかは必要になるだろうと思います。先ほど、事務局の説明にあったと思いますけれども、観光のまちづくりとして、まちづくり自体を観光の一つ大きな軸に据えるということになれば、まちづくりは住民のためですので、オーバーツーリズムにならないような対策をどうするか、当然、観光客も住民も使うインフラをしっかり維持していく。インフラは中長期的な投資が必要になりますので、それが可能な財源をどのように残していくか、このようなことを考えていく必要があるだろうと思います。そうしていきますと、観光政策の目標とそれを実現する施策にどれほどの財源が必要かという観点で議論していく。これは、必要な財政規模は、次回ご紹介いただけるということでしたけれども、当然、観光振興計画との整合を図りながら、どれだけの財源を確保しなければいけないのか。必要な観光支援策の財源にどれだけ不足が出るかというような試算をおきながら、どのような財源確保が望ましいかということとを議論することになるだろうと思います。ある程度の規模が必要だとなってくると、おそらく他の自治体が行っているように宿泊税が有力な選択肢になるだろうと思います。協力金や寄附金というのもマイルドで良いですが、善意の協力が持続的に頼れる財源になるかというのは、非常に不安があります。また、目的税という仕組みであれば、使途の明確化が出来ますので、関係者もどういうふうに使われていくのかということもわかりますので、宿泊税の選択もあるのかなと思っています。

制度設計にあたっては、これもご指摘がありましたけれども、先行している長崎市との調整をしっかりと行っていくのがマストだと思っています。また、今後導入する市町もありえますので、これを想定した開かれた制度にしていくということも併せて必要だろうと。今、長崎県は検討を始めたところですが、既に多数の自治体が実際にいろんな仕組みを運用しています。宿泊税の負担が入っているところもあります。ですので、他の地域の制度運用の現状と課題をきちんと整理をして、そこから学んで制度設計を考えていくということも必要だと思います。また、おそらく何らかの新たな財源を確保するには、新たな制度を入れるということにならざるを得ないと思いますので、新しい制度が入るということになれば、県庁を含めてあらゆる関係者が何らかの新たな負担を負うということにはなりますので、その負担の在り方については、関係事業者などと一緒に意見を言って良いかなと思います。私からは以上です。

(委員長)

どうもありがとうございました。ひとあたりご意見頂戴いたしました。重ねてご意見があれ

ば頂戴していきます。

（委員）

宿泊施設の方々が非常に重要な役割を果たされることになるわけですが、宿泊施設に税金をかけているという解釈になってしまうと、問題がすり替わってしまいます。あくまでも宿泊する人が払うわけですし、宿泊料金に対して課税されているということを、宿泊事業者に対して誤解が無いように丁寧に説明していかないとはいけません。千葉県でも旅館ホテル生活衛生同業組合の主催する勉強会で、宿泊税に関する講演をさせていただいたのですが、それまでの県の説明では十分ではなく、様々な誤解が生じていました。私の講演後にだいぶ誤解が解けまして、多くの宿泊施設関係者が宿泊税について前向きに考えていただけるようになりましたが、宿泊税導入の背景や制度に関する認識のボタンがかからないと、何で宿泊施設だけに新たに税金をかけるのだという声が出てきて、ものすごい反発につながることがあります。

基本的には、幅広くいわゆる民泊からも徴収することにするケースの方が多いですが、大阪府は、観光やビジネス出張だけではなく、労働者の方が泊まれる安価なお宿も多くありますので、大阪ならではの事情を踏まえて、宿泊税を徴収しない免税点を設定されていますけれども、なるべく簡素にするためには、免税点をあまり設けない方がいいという意見もあり、福岡市では下限はなしにして、しかも住民からいただくことにしました。これもよく議論があって、住民からも宿泊税を徴収するのですかと言われますが、フロントで住民かどうかを確認したりする事務作業もかなり増えてしまいますので、先ほどの税の三原則のどれを優先するかということについては、いろんな議論がありますが、なるべく複雑にしない方がいいという意見がありますので、最終的に免税点を設けない形にだいたい落ち着いてきます。長崎県の場合は、先ほど話がありました離島問題がありますので、一定程度エリアを配慮するかどうかについては、宿泊事業者の徴収する側の立場もあるので、その辺りのご意見も踏まえて最終的な制度設計を行うことになると思います。沖縄県では、定率制で議論が進んでいましたが、定率は非常に複雑だということと、離島の方が宿泊税導入そのものに反発をなされたように聞いています。その後沖縄県は一旦宿泊税の議論は止まっておりましたが、改めて議論が再開されているようです。離島が多い沖縄県で何故議論が進まなかったかみたいなところは、情報収集されたら長崎県としても参考になるのかなと思います。

今後は、宿泊施設数、ベッド数イコール税収になってきますので、宿泊施設の誘致や、新たに宿泊施設を開業するということは、地域としてかなり大事なビジネスになってくると思います。日帰り客から税金をどう取るかっていうのは難しいですが、宿泊者数を増やすという政策に大きく舵を切っていくことは大事です。昨今話題となっているオーバーツーリズムという現象は、基本的には、ほぼ夕方5時までの日帰り客が起こす現象ですから、泊まる方は基本的にオーバーツーリズムを起こさないわけです。やはり宿泊滞在型の観光の施策に、より一層舵を切っていく必要があると思います。そのために宿泊事業者にとにかく頑張ってもらえるような環境づくりを支援していく必要があるので、例えば、今抱えている人材不足問題の解消に向けて、雇用対策として新たな人材確保対策支援とかDX化によって生産性を上げていただくなどの支援も検討する必要があります。これを機会にチェックインについても、今まで手書きで台帳を書いていたところをQRコードでチェックインできるようにして、データを収集できるようにしてあげるとか、とにかく宿泊事業者のためにしっかりサポートする施策を手厚くしていただきたいと思います。あとは、徴収事務の経費として、福岡とかでもだいたい納税額の2.5%から3.5%事務費をお支

払いすることになっていますけど、千葉県は一律3%に設定すると言っていました。これは、恒久的に3%に設定するということですが、宿泊事業者の皆様のご理解をいただきつつ、サポートすべき施策もしっかりやるということだと思います。

もう一個だけ言うと、24頁私の資料に、福岡県の観光振興条例の中には、「地元資源の活用」として地元の農産物とか食文化の活用や海外展開、さらには「伝統工芸の促進」とか多様な政策も記載されています。本日の会議は、長崎県の文化観光国際部としての施策が中心になると思いますが、観光施策はかなり幅広いわけですから、財源も限りはありますので広げたらきりがないですけれども、どれくらいまで幅広い施策としていくかは考えておく必要があります。

宿泊客を増やすことが第一義的に重要ですが、観光振興計画に書かれていることだけではなく、場合によっては長崎県としての活性化に向けた様々な課題を宿泊税の使途として幅広く議論していてもよいのではないかと思います。以上です。

（委員長）

どうもありがとうございました。私たちがいろいろ考えなければならない視点について、様々な観点からご議論いただいたことを深く感謝申し上げます。今後、今日の議論を踏まえていただいたうえで、次の会議の論点などを事務局の方でまとめていただいて、どういう方向でまとめていくのかということで資料を作成していただければと思います。

ご発言の中で宿泊税以外のものについても話がありましたが、この観光振興財源を考えるにあたって、私たちが考えなければならないのは、県民のためで長崎県民の幸福に結びつかないと意味がないということを念頭において議論していくということだと思います。

特にご発言がなければ、次の議題は、今日のご議論で頂戴したご議論をまとめていただいて、事務局の方から論点を出していただけるということでもいいですかね？事務局もそれでいいですか？

（観光振興課長）

本日いただいたご意見を踏まえまして、また改めて事務局の方で論点とそれに必要な資料を整理させていただこうかなというふうに思っております。

（委員長）

それでは、皆様方のご協力によって、ちょうど時間通りに審議を終了することが出来ましたので、一応最初の会合はこれで終了させていただいて、司会の方を事務局の方にお返しします。

（文化観光国際部長）

すみません。今日は、長時間にわたり色々ご意見を頂戴いたしましてありがとうございました。我々としても、観光立県長崎を目指すためにどうやっていくのかということで、先ほど委員からもありましたように、この財源を今までの一般財源と振り替えるというようなことをしては、これは全く意味のない話でもありますので、そこはしっかり検討してまいりたいと思いますし、今回皆様からいただいた新たな観光振興財源の必要性でございますとか、本県ならではの導入する上での課題でありますとか視点ですね、こういったものが、我々としても制度を構築していくうえで重要なことだと思いますので、今日いただいた意見をしっかりと整理をさせていただいて、次の委員会でさらに実りある議論が出来るように調整をしていきたいと思いますので、どうぞ

次回もよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

（事務局）

本日審議をいただく事項は全て終了いたしました。

次回の専門委員会は6月中の開催を予定しております。委員の皆様にはお忙しい中、立て続けの開催となり、大変恐縮ですが、日程につきましては改めてご連絡させていただきますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和7年度第1回長崎県観光振興財源検討専門委員会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。